伊予市告示第76号

　伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和４年４月１日

伊予市長　武　智　　典

　　　伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱

　伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱（平成28年伊予市告示第106号）の全部を改正する。

　（趣旨）

第１条　この要綱は、市内にある空き家の有効活用を図り、県外から市内への移住・定住を促進するため、移住者が行う空き家の改修等に要する費用に対し、市が予算の範囲内で伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊予市補助金等交付規則（令和３年伊予市規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

　⑴　移住者　平成28年４月１日以後に県外から市内に転入（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属する企業等の業務命令に基づく転勤、所属する企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込めない理由その他市長が適当でないと認めた事由によるものを除く。以下この号において同じ。）をした者（同日以後に県外から本市以外の県内の市町に転入をした後で当該市町から本市に転入をした者及び同日以後に空き家の改修等を実施し、改修等の完了後に転入をしようとする者を含む。）

　⑵　地域おこし協力隊員の退任者　県外から市内に転入をした地域おこし協力隊員（伊予市地域おこし協力隊設置要綱（令和２年伊予市告示第43号）第３条に規定する地域おこし協力隊員をいう。）のうち平成28年４月１日以降に当該隊員を退任した者で、引き続き市内に住所を有するもの

　⑶　子育て世帯　補助金の交付申請日が属する年度の４月１日時点において、18歳未満の者（当該年度の４月２日が18歳の誕生日の者を含む。）がいる世帯

　⑷　働き手世帯　補助金の交付申請日において、60歳未満の者（就学している者を除く。）がいる世帯

　⑸　空き家　愛媛県空き家情報バンク、市空き家バンク又は市長が市空き家バンクに準ずるものとして認めたもの（以下「空き家バンク」という。）に登録された物件

　（補助事業者）

第３条　補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

　⑴　移住者又は地域おこし協力隊員の退任者で、補助事業を行う空き家に５年以上居住する意思を有するもの

　⑵　空き家の改修等を行うことができる権原を有する者で、居住を目的として市内地域団体又は移住サポートセンターを通じて購入又は賃借するもの

　⑶　子育て世帯又は働き手世帯に属する者

　⑷　本市への転入の日から起算して前１年以上市外に住所を有する者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

　⑴　本市の市税又は転入前の住所地の市区町村税を滞納している者（同一の世帯に属する者が滞納している場合を含む。）

　⑵　既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者

　⑶　伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第２条第３号に規定する暴力団員等と認められる者

　（補助事業等）

第４条　補助事業、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、空き家の改修に要する費用が50万円未満である場合又は家財道具の搬出等に要する費用が５万円未満である場合は、補助対象経費としない。

２　補助事業が、他の補助制度による補助金を受ける場合においては、当該他の補助制度の交付の対象となった事業に係る経費は、補助対象経費から控除する。

３　補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、原則として市内に住所を有する個人事業者又は市内に事業所を置く法人に発注するものとする。

　（補助金の交付申請）

第５条　規則第５条第１項に規定する申請は、様式第１号により行うものとする。

２　補助事業者が、補助金の交付申請日において市外に住所を有する場合は、補助事業の完了後速やかに転入手続きを行うものとする。

　（補助金の交付決定）

第６条　規則第６条第３項に規定する通知は、様式第２号により行うものとする。

　（補助事業の着手）

第７条　補助事業者は、前条の規定による補助金の交付決定前に補助事業に着手してはならない。

　（補助事業の変更等）

第８条　規則第８条に規定する承認の申請は、様式第３号により行うものとする。

２　規則第９条第２項に規定する通知は、様式第４号により行うものとする。

３　市長は、第１項の規定による変更が補助金の額を増額させるものであっても、補助金の額を増額しないものとする。

　（実績報告）

第９条　規則第12条第１項に規定する報告は、補助事業の完了後、速やかに様式第５号により行うものとする。

　（補助金の額の確定）

第10条　規則第13条に規定する通知は、様式第６号により行うものとする。

　（補助金の請求）

第11条　規則第15条第２項に規定する請求は、様式第７号により行うものとする。

　（補助金の交付）

第12条　市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第５条、第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率等 |
| 空き家の改修 | 木工事 | 部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等 | 補助対象経費に３分の２を乗じて得た額又は140万円のいずれか少ない額（1,000円未満の端数切捨て） |
| 屋根工事 | 屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等 |
| サッシ工事 | 玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等 |
| 建具工事 | 各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等 |
| 内装工事 | 床、天井、壁等のクロス貼替え等 |
| 外装工事 | 外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等 |
| 塗装工事 | 屋根・外部鉄部塗替え等 |
| 左官タイル工事 | 室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等 |
| 給排水設備工事 | 給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等 |
| 電気設備工事 | 老朽電気配線、コンセントの取替え等 |
| エクステリア工事 | 空き家と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等 |
| 省エネ設備工事 | 空き家に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等） |
| 外構工事等 | 車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（空き家の改修と合わせて行うものに限る。） |
| 家財道具の搬出等 | 入居又は空き家の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃 | 補助対象経費に３分の２を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額（1,000円未満の端数切捨て） |

様式第１号（第７条関係）

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付申請書

　　年　　月　　日

　伊予市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名

　伊予市移住者住宅改修支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　補助金申請額　　￥

２　事業区分　　（　□ 空き家の改修　　□ 家財道具の搬出等　）

３　添付書類

⑴　事業計画書（様式第１号別紙１）

⑵　誓約書（様式第１号別紙２）

⑶　補助対象事業を行う空き家の全景及び施工予定箇所の写真

⑷　世帯全員の住民票の写し

⑸　市区町村税を滞納していないことを証する書類

（同一世帯の納税義務者を含む。）

⑹　空き家の登記事項証明書又は売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し

⑺　補助対象事業の見積書

⑻　補助対象事業の内容が確認できる図面

⑼　他の公的助成制度利用の場合は、その制度の申請書の写し

⑽　その他市長が必要と認める書類

（様式第１号別紙１）

事業計画書

１　収支予算

　（空き家改修）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 費　　目 | 金　　額 | 費　　目 | 金　　額 |
| 市補助金 | 円 | 空き家改修経費 | 円 |
| 自己負担金 | 円 |
| 計 | 円 | 計 | 円 |

　（家財道具搬出等）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 費　　目 | 金　　額 | 費　　目 | 金　　額 |
| 市補助金 | 円 | 家財道具搬出等経費 | 円円 |
| 自己負担金 | 円 |
| 計 | 円 | 計 | 円 |

　（合計）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 費　　目 | 金　　額 | 費　　目 | 金　　額 |
| 市補助金 | 円 | 空き家改修、家財道具搬出等経費 | 円円 |
| 自己負担金 | 円 |
| 計 | 円 | 計 | 円 |

２　申請者（空き家改修等実施者）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 年齢 |  |
| 現住所 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 移住の時期 |  |
| 移住前の住所 |  |
| 移住の理由 |  |
| 世帯構成（年齢） | ※年齢は申請年度の４月１日現在 |

３　事業計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施場所（物件の所在地） |  |
| 空き家情報バンク | □ 登録あり　　　　□ 登録なし |
| 住宅の構造等 | 構造　：　□ 木造　　□ 鉄骨　　□ 鉄骨コン□ その他（　　　　　　　　　　　） |
| 階数　：　□ 平屋　　□ ２階　　□ ３階□ その他（　　　　　　　　　　　） |
| 形式　：　□ 専用住宅□ 併用住宅〔□ 店舗　　□事業所□その他（　　　　　　　 　）〕 |
| 申請者の区分 | □ 所有　　□ 賃借　　□ その他（　　　　　　　　　） |
| 実施内容 | （空き家の改修） |
| （家財道具の搬出等） |
| 請負業者 | 所在地（住所）　業者名（代表者氏名） |
| 実施予定期間 | 着工予定　　　　年　　月　　日完成予定　　　　年　　月　　日 |
| 他の公的助成制度 | □ 利用あり（補助金名：　　　　　　　　　受給日：　　　　補助額：　　　　　　円）□ 利用なし |

（様式第１号別紙２）

誓　約　書

　伊予市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金の申請に当たり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

記

１　本事業により改修等を行った空き家に、補助金額の確定通知があった日から５年以上継続して居住します。

２　本事業により改修等を行った空き家を、補助金額の確定通知があった日から５年未満に取り壊し、売却、賃貸等を行いません。

　３　伊予市が住民基本台帳等で上記１及び２の事項を満たしているか調査することについて同意します。

４　改修等が完了した日以後、１か月以内に入居します。

５　県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属する企業等の業務命令に基づく転勤、所属する企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込まれない理由その他市長が適当でないと認めた事由によるものではありません。

　６　伊予市暴力団排除条例（平成２３年伊予市条例第３０号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないことを誓約するとともに、市長が必要と認める場合には、調査することに同意します。

７　伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付要綱を遵守し、以上の事項に違反又は事実と相違することがあったときは、伊予市から受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

様式第２号（第８条関係）

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付決定通知書

伊予市指令第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

伊予市長

　　　年　　月　　日付けで申請のあった伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金について、下記の条件を付して補助金を交付します。

記

１　補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費　金　　　　　　　　　　円

補助金額　　　金　　　　　　　　　　円

２　要綱の規定に従わなければならない。

３　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、返還しなければならない。

４　この補助事業については、市長及び監査委員が調査し、又は監査することがある。

５　補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第５号）に必要書類を添えて提出しなければならない。

様式第３号（第９条関係）

伊予市移住者住宅改修支援事業変更（中止）承認申請書

　　　年　　月　　日

　伊予市長　様

　住所

氏名

　　　年　　月　　日付け伊予市指令第　　　号で交付決定を受けた補助事業の内容を次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更（中止）の理由 |  |
| 変更内容（変更前・後） | 変更前補助対象経費　　　　　　円 | 変更後補助対象経費　　　　　　円 |
| 交付予定額（※） | 円　　　　　　 |
| 変更交付申請額 | 円　　　　　　 |
| 変更差額 | 　　　　　　　　　　　　円　（　変更なし　・　減額　）　 |
| 添付資料 | ⑴　変更した内容が分かる書類⑵　変更後の補助対象事業の見積書（変更前及び変更後の工事額が分かるように記載すること。）⑶　その他市長が必要と認める書類 |

* 補助金交付決定通知書に記載されている額

様式第４号（第９条関係）

伊予市移住者住宅改修支援事業変更（中止）承認通知書

伊（　）第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

伊予市長

　　　　年　　月　　日付けで変更（中止）申請のあった補助事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更内容 |  |
| 交付予定額（変更後） | 円　　　　　 |
| 承認に際しての指示又は条件 | １　要綱の規定に従わなければならない。２　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、返還しなければならない。３　この補助事業については、市長及び監査委員が調査し、又は監査することがあります。４　補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第５号）に必要書類を添えて提出しなければならない。 |

様式第５号（第１０条関係）

伊予市移住者住宅改修支援事業実績報告書

　　年　　月　　日

　伊予市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名

　　　　年　月　日付け伊予市指令第　　　号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定額　　￥

２　事業区分　　（　□ 空き家の改修　　□ 家財道具の搬出等　）

３　添付書類

⑴　事業実績書（様式第５号別紙１）

⑵　補助事業の施工中及び施工後の施工箇所の写真

⑶　補助事業費の明細書

⑷　補助事業に係る領収書（又は請求書）の写し

⑸　他の公的助成制度利用の場合は、その制度の完了報告書の写し

⑹　その他市長が必要と認める書類

（様式第５号別紙１）

事業実績書

１　収支決算

　（空き家改修）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 費　　目 | 金　　額 | 費　　目 | 金　　額 |
| 市補助金 | 円 | 空き家改修経費 | 円 |
| 自己負担金 | 円 |
| 計 | 円 | 計 | 円 |

 （家財道具搬出等）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 費　　目 | 金　　額 | 費　　目 | 金　　額 |
| 市補助金 | 円 | 家財道具搬出等経費 | 円 |
| 自己負担金 | 円 |
| 計 | 円 | 計 | 円 |

　（合計）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 費　　目 | 金　　額 | 費　　目 | 金　　額 |
| 市補助金 | 円 | 空き家改修、家財道具搬出等経費 | 円 |
| 自己負担金 | 円 |
| 計 | 円 | 計 | 円 |

２　事業実績

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施場所（物件の所在地） |  |
| 住宅の構造等 | 構造：□ 木造　　□ 鉄骨　　□ 鉄骨コン□ その他（　　　　　　　　　　　） |
| 階数：□ 平屋　　□ ２階　　□ ３階□ その他（　　　　　　　　　　　） |
| 形式：□ 専用住宅　　　□ 併用住宅〔□店舗 □事業所 □その他（　　　　）〕 |
| 申請者の区分 | □ 所有　　□ 賃借　　□ その他（　　　　　　　　　　） |
| 実施内容 | （空き家の改修） |
| （家財道具の搬出等） |
| 請負業者 | 所在地（住所）　業者名（代表者氏名） |
| 実施予定期間 | 着工　　年　　月　　日、完成　　年　　月　　日 |
| 他の公的助成制度 | □ 利用あり（補助金名：　　　　　　　　　受給日：　　　　補助額：　　　　　　円）□ 利用なし |

様式第６号（第１１条関係）

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付額確定通知書

伊（　）第　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

伊予市長

　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付確定額 | 円　　　 |

　　　　【注意事項】

　　　　　　この通知書により、補助金の交付額が確定したので、補助金の

交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書（様式

第７号）を提出すること。

様式第７号（第１２条関係）

伊予市移住者住宅改修支援事業費補助金交付請求書

　　年　　月　　日

　伊予市長　様

住所

氏名

　　　年　　月　　日付け　　第　　号により額の確定を受けた補助事業について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付請求額 | 円　　　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振　込　先 | 金融機関名銀行 ・ 金庫 ・ 農協 | 本店 ・ 支店 ・ 支所 ・ 出張所 |
| 口座種別 | 口座番号 | 口座名義人氏名 |
| □ 普通□ 当座 |  | （フリガナ） |
| （氏　名） |